

「練馬区役所電話設備保守および回線管理業務委託」に係る
プロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区役所電話設備保守および回線管理業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

件名

練馬区役所電話設備保守および回線管理業務委託

履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最高5年（更新4回）の随意契約を行うことがある。

令和10年に電話交換機の交換工事を実施予定であり、実施に伴い契約期間や仕様を変更する場合がある。

履行場所

練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所

練馬区豊玉北5丁目27番2号 職員研修所

練馬区中村北1丁目6番7号 中村北分館

練馬区豊玉北6丁目15番14号 情報公開課執務室

練馬区豊玉北5丁目28番3号 子ども家庭支援センター執務室

練馬区豊玉北6丁目3番1号 （仮称）練馬区役所北庁舎

業務内容

仕様書（別紙1）による。

概算経費

7,472,960円（税込）/年

概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格

次の条件を全て満たす法人であること。

練馬区での入札参加資格を有している法人。

過去5年（令和3年度～令和7年度）に、行政機関において電話設備保守および回線管理業務の受託実績のある法人。

4 欠格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は応募できない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するもの。

提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中であるもの。

「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中であるもの。

法人事業税（地方法人特別税を含む）法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にあるもの。

5 選定方法

5 - 1 日程（予定）

募集開始日	令和 7 年 10 月 27 日（月）
参加申込書提出締切日	令和 7 年 11 月 10 日（月） 午後 5 時
質問締切日	令和 7 年 11 月 12 日（水） 午後 5 時
質問回答予定	令和 7 年 11 月 18 日（火）
提案書等提出締切日	令和 7 年 11 月 26 日（水） 午後 5 時
審査（書類審査およびプレゼンテーション）	令和 7 年 12 月 12 日～26 日のいずれか 1 日
結果通知発送予定	令和 8 年 1 月中旬

5 - 2 応募方法

応募を希望するものは、次のとおり参加申込書を提出すること。

受付期限	令和 7 年 11 月 10 日（月）午後 5 時必着
受付方法	メール、FAX、窓口受付 メールおよび FAX は送信後、電話連絡により到着を確認すること。
受付場所	練馬区役所本庁舎 1 階 総務部総務課庁舎管理係 メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp FAX 03 - 5984 - 1248
提出書類	参加申込書（様式 1）

5 - 3 質問回答

募集に関する質問は質問票（様式 2）に内容を簡潔に記入のうえ、以下の内容で行うこと。

質問締切	令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時必着
------	-----------------------------

質問方法 メールもしくはFAX
送信後、電話連絡により到着を確認すること。

担当部署 総務部総務課庁舎管理係
メール CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp
FAX 03 - 5984 - 1248

回答方法 令和7年11月18日（火）までに参加申込書を提出した全事業者に
質問者名を伏せたうえでメールにて回答する。

5 - 4 提案書等の提出

提案書等の作成にあたり、提出書類一覧（別紙2）を参照のうえ以下の内容で提出すること。

提出期限 令和7年11月26日（水）午後5時必着（開庁日のみとする。）

提出方法 下記提出場所に持参すること（持参以外の受付は行わない。）

提出場所 練馬区役所本庁舎1階 総務部総務課庁舎管理係

提案書等の差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

5 - 5 辞退

参加を辞退する場合は、以下のとおり申し出ること。

申出期限 令和7年11月20日（木）午後5時必着

提出書類 辞退届（代表者印を押印したもの、様式自由）

提出場所 5 - 4と同じ

5 - 6 審査

参加資格を満たす者について、提案書等に基づき審査を行う。審査は提出された企画提案書等の内容に基づく書類審査と、プレゼンテーション・ヒアリングを同日に実施する。

令和7年12月12日～26日のうち別途指定する日に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、質疑応答を行い、区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、評価が最も高い者を受託候補者とする。

プレゼンテーションは質疑応答をあわせて一事業者あたり35分とする。

審査結果は令和8年1月中旬に書面により発送する（郵送）。

5 - 7 評価項目および評価基準

評価項目については下表のとおり

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	経営状況、経営規模、契約不適合時の責任能力
業務実績	官公庁の受託実績
実施体制	業務責任者の要件および配置、定期保守点検（頻度および内容）、障害発生時の対応、区（担当者）との連携

提案内容	庁内電話回線管理業務に係る提案、代表電話受付センターとの連携に対する提案、保守業務を行う上でのプラスの提案
個人情報保護	個人情報保護に係る取得認証および対策
区民雇用の促進	区民雇用の促進
区内事業者である	区内に本店を有する
見積価格	提案金額による
受託への意欲・熱意	積極性や熱意が感じられるか
プレゼンテーション	説明・受け答えの的確性・説得力

6 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、区から指名停止を受けるなどにより参加資格を失った場合または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙 3）に基づき取扱うものとする。

8 その他事項

提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

審査書類提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。

提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

9 問合せ先・担当

練馬区総務部総務課庁舎管理係 梶山

〒176-8501 練馬区豊玉北 6 -12- 1 練馬区役所本庁舎 1 階

電 話 03 - 5984 - 1091 (直通)

F A X 03 - 5984 - 1248

メー ル CHOSHAKANRI@city.nerima.tokyo.jp